

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）に
おける肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額について

平成27年 4月28日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

平成27年度（平成27年4月から平成28年3月）肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）における肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額について、業務方法書第17条に基づき、下記のとおり定めたので、通知します。

1. 肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額

区 分	積立金単価
肉 専 用 種	10,000円
交 雑 種	25,000円
乳 用 種	17,000円